

OTC 医薬品の遠隔販売について(意見)

健康・医療・介護 WG

専門委員 大石佳能子

本年 2 月より厚生労働省において「医薬品の販売制度に関する検討会」が開催され、そこで OTC 医薬品の販売に関する下記の省案が提示されていると認識しています。これらに関しては、いずれも問題があると考えます。

- 1) 管理店舗の専門家が管理できる受渡店舗の数は、数店舗程度の上限を設ける
- 2) 当面の間、受渡店舗は管理店舗と同一都道府県内に限る
- 3) 受渡店舗においては、管理店舗の薬剤師等と、画像及び音声を用いたリアルタイムでの双方向通信で情報のやり取りをする
- 4) 管理店舗は薬局又は店舗販売業として実地で販売を行う者とする
- 5) 管理店舗が、受渡店舗にある医薬品の温度・湿度等の保管環境を記録し、自動で適切な状態に調整し、及び遠隔で確認できるシステムの整備
- 6) 受渡店舗の従業員の判断のみでは出庫できないようにする

具体的には、下記の通りです。

- 1) **管理店舗数の制限**⇒複数の相談が混みあった時には、管理者・管理店舗の間で連携するかエスカレーションを掛ける仕組みがあれば十分です。また最悪の場合は少々お待ち頂くことも問題ありません。(両方ともコールセンター等で実証済み)
- 2) **同一都道府県内に限る**⇒行政的な管理のためには便利でしょうが、消費者目線に立っていません。また DX は距離や境界を越えて集中的に管理運用できるから効率化、高品質化が確保できる仕組みです。上記から見て、合理性が認められません。
- 3) **リアルタイム双方向通信**⇒店舗の外に出た時には求められないことが店舗内で求められる合理的な理由はありません。
- 4) **管理店舗は、店舗販売であること**⇒管理者や管理店舗としての能力は、店舗販売の能力とは別であり、合理性がありません。
- 5) **自動保管環境管理**⇒既存の薬局で求められていないことを求める理由は感じません。
- 6) **従業員判断での出庫**⇒間違いがなく受け渡される、盗難等が発生しないことを目指していると思います。これ自体は大事ですが、方法に関しては業務が分からない中で指定するのではなく、各事業者が独自のやり方で担保する方が効率、効果が高いです。

そもそも本提言は僻地、準僻地等の薬局へのアクセスが無いか、限られている地域又は早朝・深夜など薬を購入できる場所が近くにない場合において既存の資源（コンビニ、郵便局等）と DX を活用し、全ての国民が必要な時に、必要な OTC 薬剤を容易に入手できるようにという目的のためにされたものと理解しています。

その中で過剰な規制を加えることは、本提案の趣旨を沿っておらず、むしろ保護法益を害すると思います。過去に制定された法律の存在や既存の薬剤販売に携わっている方々の意向に沿うだけでなく、前を向いて、各地域の実情と医療提供のあるべき在り方から逆算して、現実的な解を考えて頂きたいです。そのために DX の持つポテンシャルを最大限に活用することをお考え頂きたいです。